



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

94	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	1
95	〃	(〃).....	2
96	〃	(〃).....	2
97	〃	(〃).....	2
98	〃	(〃).....	2
99	〃	(〃).....	3
100	保安林予定森林	(森林整備課).....	3
101	〃	(〃).....	3
102	保安林の指定	(〃).....	4
103	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	4
104	〃	(〃).....	5
105	〃	(〃).....	5
106	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	5
107	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
108	道路の供用開始	(〃).....	6
109	道路の区域変更	(〃).....	6
110	道路の供用開始	(〃).....	7
111	道路の区域変更	(〃).....	7
112	道路の供用開始	(〃).....	8
113	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	8

○ 選挙管理委員会告示

1	政治団体の届出事項の異動の届出	9
2	資金管理団体の届出事項の異動の届出	10
3	政治団体の解散の届出	10
4	政治団体の設立の届出	10

○ 公告

使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦	(労働政策課).....	11
---------------------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第94号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
サンライトげんき 薬局 あきづ店	田辺市秋津町189-35	—	石田賢	令和 2.1.1

和歌山県告示第95号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
やよい堂薬局アリ ダ店	有田市糸我町西560-1	—	金和子	令和 2.1.1

和歌山県告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
サンライトげんき薬局 あき づ店	田辺市秋津町189-35	石田賢	令和 2.1.1

和歌山県告示第97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
真進堂薬局	和歌山市松ヶ丘1-8-23	太田栄美	令和 2.1.1

和歌山県告示第98号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
やよい堂薬局アリダ店	有田市糸我町西560-1	金和子	令和 2.1.1

和歌山県告示第99号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
橋本市	橋本市東家1-1-1	橋本市訪問看護ステーション	令和 2.1.1

和歌山県告示第100号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村殿原字宮ノ谷北原1264の1（次の図に示す部分に限る。）、
字宮ノ谷南原大ツエ谷1275（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市龍神村殿原字宮ノ谷北原1264の1（次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ谷南原大ツエ谷1275（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁郡すさみ町周参見字原向井5052から5054まで、5056

和歌山県告示第101号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町周参見字原向井5052から5054まで、5056

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字杉野原字小和田491、492、492の1、537の4、537の12

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第103号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第104号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第105号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第106号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字星山字西原73番2地先から同町大字日高字下向山8番7地先まで	旧	7.58 } 14.78	62.00	
同上	新	14.61 } 21.06	62.00	

和歌山県告示第108号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野口野上線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字星山字西原73番2地先から同町大字日高字下向山8番7地先まで

供用開始の期日 令和2年1月28日

和歌山県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

示す。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高町大字小坂字加祢はみ4番1地先から同町大字小坂字加祢はみ1番1地先まで	旧	4.38 } 8.78	88.00	
同上	新	8.89 } 13.60	88.00	

和歌山県告示第110号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡日高町大字小坂字加祢はみ4番1地先から同町大字小坂字加祢はみ1番1地先まで

供用開始の期日 令和2年1月28日

和歌山県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河那賀線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市馬宿字田中696番1地先から同市馬宿字白峰331番3地先まで	旧	7.26 } 10.76	120.31	
同上	新	8.13 ~ 23.64	120.31	

和歌山県告示第112号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市松ヶ丘三丁目512番3地先から同市松ヶ丘二丁目197番1地先まで

供用開始の期日 令和2年1月28日

和歌山県告示第113号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

御舟（101）（I-60854）、御舟（102）（I-60855）、御舟（103）（I-60856）、御舟（104）（I-60857）、柳橋通り（101）（I-60858）、柳橋通り（102）（I-60859）、柳橋通り（103）（I-60860）、御幸（106）（I-60861）、御幸（107）（I-60862）、御幸（108）（I-60863）、御幸（109）（I-60864）、東小谷（101）（I-60865）、東小谷（102）（I-60866）、東小谷（103）（I-60867）、東小谷（104）（I-60868）、小谷（101）（I-60869）、港（101）（I-60870）、港（102）（I-60871）、港（103）（I-60872）、港（104）（I-60873）、柳橋通り（104）（II-60874）、東小谷（105）（II-60875）、東小谷（106）（II-60876）、港（105）（II-60877）、小谷（102）（II-60878）、中の坪（I-1586）、庄川口（I-1587）、五反切（I-1588）、庄川（露路）・露路（I-1589）、庄川竹ノ下（I-1590）、芝（I-1591）、庄川瓜庄10（I-4319）、庄川瓜生4（I-4320）、庄川2（I-4321）、庄川（露路）・五反切1（I-4322）、庄川7（II-5868）、庄川6（II-5870）、庄川5（II-5871）、庄川11（II-5872）、庄川瓜生12（II-5875）、庄川瓜生11（II-5876）、庄川瓜生13（II-5877）、庄川瓜生9（II-5878）、庄川瓜生8（II-5879）、庄川瓜生6（II-5881）、庄川瓜生5（II-5882）、庄川瓜生2（II-5884）、庄川瓜生1（II-5885）、庄川4（II-5886）、庄川庄川口2（II-5891）、庄川庄川口1（II-5892）、庄川1（II-5893）、庄川五反切（II-5894）、庄川郷地谷1（III-3311）、庄川出合4（III-3312）、庄川出合1（III-3315）、庄川葛原1（III-3317）、庄川瓜生18（III-3320）、庄川瓜生15（III-3323）、庄川庄川口4（III-3324）、庄川庄川口3（III-3325）、庄川（101）（II-60879）、庄川（102）（II-60880）、庄川（103）（II-60881）、庄川（104）（II-60882）、保呂（I-1560）、保呂（I-4312）、保呂（101）（I-61088）、保呂1（II-5836）、保呂2（II-5837）、保呂11（II-5839）、保呂10（II-5840）、保呂9（II-5841）、保呂8（II-5842）、保呂7（II-5843）、保呂5（II-5844）、保呂4（II-5845）、保呂3（II-5846）、保呂6（II-6610）、保呂（102）（II-61089）、保呂（103）（II-61090）、保呂12（III-3255）、保呂保呂4（III-3256）、保呂14（III-

3261)、保呂17(Ⅲ-3265)、保呂16(Ⅲ-3266)、保呂20(Ⅲ-3267)、内の川(I-1557)、内ノ川(1)(I-1578)、内ノ川(2)(I-1579)、内ノ川(101)(I-61091)、内ノ川(102)(I-61092)、内ノ川(103)(I-61093)、保呂24(Ⅱ-5838)、内の川13(Ⅱ-5847)、内の川6(Ⅱ-5848)、内の川14(Ⅱ-5850)、内の川4(Ⅱ-5889)、内の川5(Ⅱ-5890)、内ノ川(104)(Ⅱ-61094)、内ノ川(105)(Ⅱ-61095)、内ノ川(106)(Ⅱ-61096)、内ノ川(107)(Ⅱ-61097)、内ノ川(108)(Ⅱ-61098)、保呂保呂1(Ⅲ-3258)、保呂22(Ⅲ-3269)、内の川8(Ⅲ-3300)、内の川9(Ⅲ-3301)、内の川10(Ⅲ-3302)、内の川11(Ⅲ-3303)、内の川12(Ⅲ-3304)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(2) 土砂災害警戒区域の名称

保呂(481)、庄川(482)、栗山(483)、城(484)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年1月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
国民民主党和歌山県総支部連合会	岸本周平	会計責任者	上田清之	岩橋喜博	令和 元. 12. 9
国民民主党和歌山県第2区総支部	岸本周平	会計責任者	上田清之	岩橋喜博	令和 元. 12. 9
国民民主党和歌山県第3区総支部	岸本周平	会計責任者	上田清之	岩橋喜博	令和 元. 12. 9

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
和歌山県商工政治連盟	森田敏行	主たる事務所の所在地	和歌山市茶屋ノ丁49-2	和歌山市秋月410-5	令和元. 5. 30
		会計責任者	野田孝雄	田中亨	令和元. 5. 30
やぶ浩昭後援会	藪浩昭	主たる事務所の所在地	和歌山市有本572-12	和歌山市有本232-1	平成30. 8. 31
和歌山県社会保険労務士政治連盟	坂口育生	会計責任者	林剛司	重田廣志	令和元. 6. 7
柳岡克子後援会	湯川芳規	代表者	湯川芳規	栗山幸夫	令和2. 1. 9
		会計責任者	山崎恭平	前田哲男	令和2. 1. 9

和歌山県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年1月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
藪浩昭	やぶ浩昭後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市有本572-12	和歌山市有本232-1	平成30. 8. 31

和歌山県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年1月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党古座町支部	濱忠巳	令和元. 12. 27

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
田花みさお後援会	東力	令和元. 12. 28

和歌山県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年1月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県岩出市第二支部	北山慎一	森村透	岩出市紀泉台193-3	○	令和元. 12. 23
自由民主党和歌山県田辺市第三支部	鈴木徳久	垣本典子	田辺市本宮町小津荷70-2	○	令和2. 1. 10

公 告

公 告

和歌山県労働委員会現委員の任期満了に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により次期委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和2年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 推薦資格を有する者

- (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその事務とする使用者団体又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体とする。
- (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。

2 推薦される者の資格

次の各号のいずれかに該当する者は、使用者委員又は労働者委員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

- (1) 使用者団体は、別に定める推薦書を提出すること。
- (2) 労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

4 推薦書の提出期間

令和2年1月28日から同年2月27日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課